

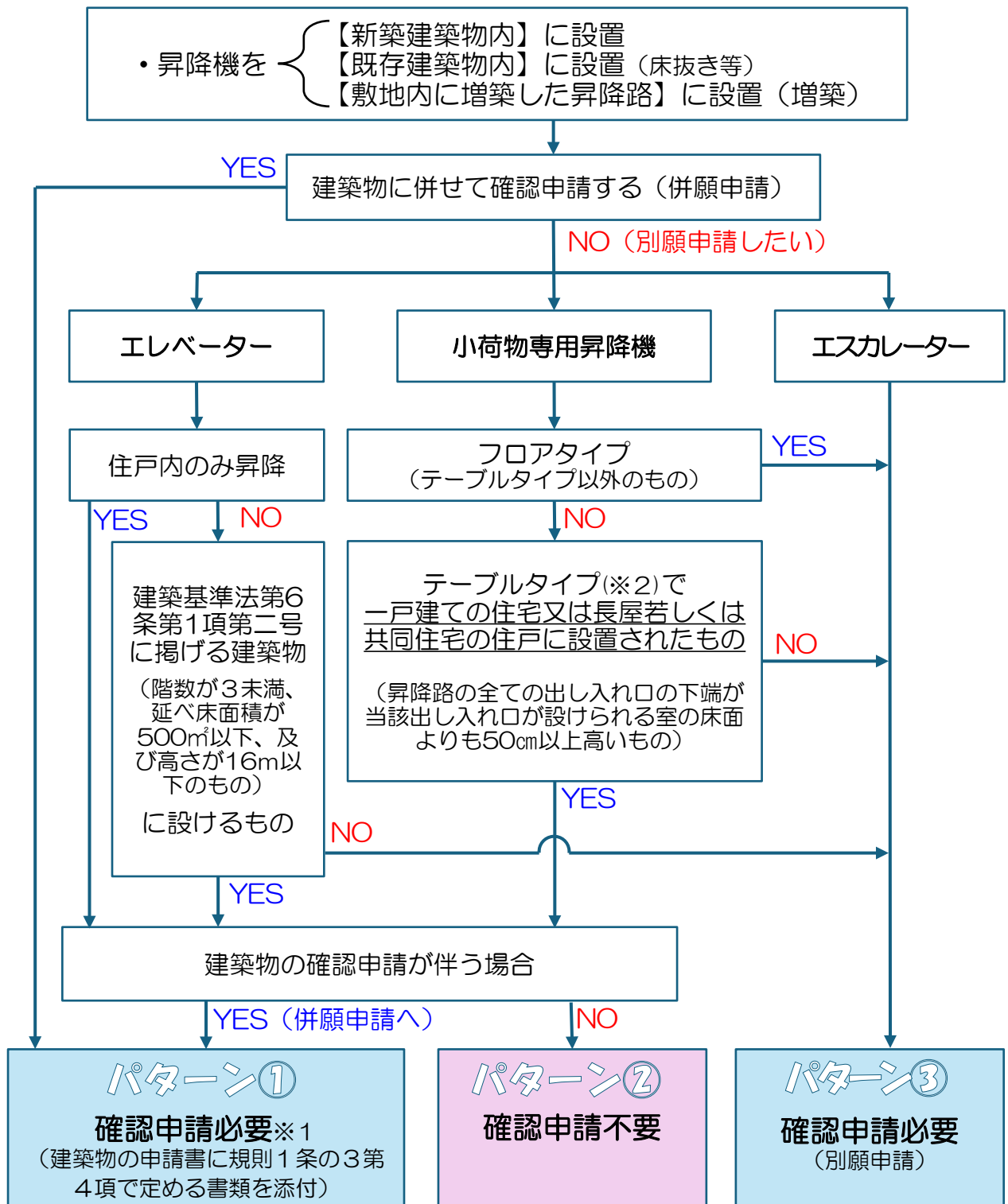
建築物に新規に設ける昇降機の手続き

パターン① 建築物の確認申請書に昇降機の図書及び書類の添付が必要です。

パターン② 昇降機の確認申請は不要です。

パターン③ 昇降機の確認申請が必要です。

横浜市内



※1 建築基準法第6条第1項第3号建築物に設置する場合、併願申請をしてください。

※2 テーブルタイプは横浜市建築基準法施行細則第7条(1)に基づき、原則確認申請が必要です。
(一戸建ての住宅又は長屋若しくは共同住宅の住戸に設置されたものは除く)